

【期間限定】ゴールドカード CP 付帯保険
～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：一般傷害)～

■補償の概要

ゴールドカード CP 付帯保険は、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に日常生活での予期せぬ偶然な事故により傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

■被保険者（補償の対象となる方）

2025年10月1日～2025年12月31日の期間中に、au PAY ゴールドカードに新規入会もしくはランクアップの審査承認が完了されたお客さま。

※本保険はau PAY ゴールドカード本会員さまが対象となります。au PAY ゴールドカード本会員さまのご家族、並びに家族会員さまは対象となりません。

■補償開始日時・保険期間

au PAY ゴールドカードのご入会日、またはランクアップ審査の承認が完了した日の翌日午前0時～2026年8月31日午後12時まで。

※入会日は申込日とは異なるためご注意ください。

※au PAY ゴールドカードを退会、または無効となった場合、レギュラーカードへのランクダウンが発生した場合は、その月の月末午後12時をもって補償終了となります。

■補償の内容等

●入院一時金

・保険金をお支払いする場合

事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数（2日）を超えて入院された場合

・お支払いする保険金の額

15,000円（入院一時金額）

※1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。（退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。）

●入院保険金

・保険金をお支払いする場合

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合

・お支払いする保険金の額

1,500円 × 入院した日数

※入院した日数は180日が限度となります。

また、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いしません。

●手術保険金

・保険金をお支払いする場合

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために約款所定の手術を受けた場合

- ・お支払いする保険金の額

- ① 入院中に受けた手術の場合

- 1,500 円×10

- ② ①以外の場合

- 1,500 円×5

※ 1 事故につき 1 回の手術に限ります。また、1 事故に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式により計算した手術保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いできない主な場合（入院一時金、入院保険金、手術保険金）

次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・自動車、原動機付自転車を無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故
- ・脳疾患、疾病または心神喪失
- ・妊娠、出産、早産または流産
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1）
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故
- ・テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他のこれらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故
- ・山岳登攀（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）
- ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒

など

（注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。

（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●携行品損害補償特約

- ・保険金をお支払いする場合

居住する住宅（敷地内を含みます）の外で携行する被保険者所有の身の回り品に、偶然な事故により損害が発生した場合

- ・お支払いする保険金の額

損害の額 ー 自己負担額（3,000 円）

損害の額は携行品 1 個、1 組または 1 対あたり 10 万円（乗車券または通貨等は合計 5 万円）が限度となります。

※ 1 回の事故につき、携行品損害保険金額 **30 万円が**限度となります。

※ 他の保険契約または共済契約から保険金等が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることができます。

※保険金をお支払いできない主な場合（携行品損害補償特約）

- ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態での運転中の事故
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動

（テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。）

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・保険の対象の欠陥
- ・保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い
- ・保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷
- ・保険の対象の置き忘れ・紛失

など

（※）身の回り品には、下記のものは対象に含まれません

① 株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物

ただし、定期券以外の乗車券ならびに通貨等については補償対象となります。

② 預貯金証書、クレジットカードその他これらに類する物

③ パスポートその他これらに類する物

④ 船舶、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品

⑤ 山岳登攀（ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に用いられる用具

⑥ テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競走選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に用いられる用具

⑦ 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物

⑧ 動物および植物

⑨ その他、下記に該当する物

a) サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品

b) 携帯電話（スマートフォン、PHS を含む）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品

c) ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品

d) つり具（つり竿・竿掛け・竿袋・リール・ルアー・つり具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣・胴付長靴およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）

■事故が発生した場合は

万一事故が発生した場合は、直ちに下記連絡先にご連絡ください。

事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

＜連絡先＞ a u 損保プレゼント保険 事故受付デスク

0800-500-0145 (24時間365日無料)

■お申込みにあたってのご注意

- ・ゴールドカード CP 付帯保険は保険契約者を au フィナンシャルサービス株式会社、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の一般包括契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。
- ・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは au 損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください（<https://www.au-sonpo.co.jp/>）。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

■個人情報の取り扱いについて

au フィナンシャルサービス株式会社は、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的にのみ使用致します。

I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため III. I における各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため V. 傷害保険の引受保険会社である au 損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のために また、V については、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。詳細については au 損害保険株式会社のホームページ（<https://www.au-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

■お問い合わせ先

【補償内容についてのお問い合わせ】

au 損害保険カスタマーセンター

TEL : 0800-700-0600（通話料無料）

受付時間：9:00-18:00（年末年始を除く）

■引受保険会社

au 損害保険株式会社

BS0222070 (2509)